会議の基本的な進め方について

１　原則

（１）　意思決定について

・会議での合意をもって、合併協議会の意思決定とする（全会一致をもって進める）。

・ただし十分な議論を尽くしたうえで意見が分かれた場合は、出席委員の２／３以上の賛同をもって進める。

（２）　小委員会との関係

・小委員会で検討した事項であっても、必ず協議会において報告または提案し、協議会での合意をもって最終決定とする。

（３）　再協議について

・既に会議で決定した事項については、原則として再協議はしない。

２　各種事項の位置づけ・進め方

（１）　報告事項について

・報告事項は、下記に掲げる事項とする。

・報告事項は、協議会に報告し、委員の確認を求めるものとする。

【報告事項】

①前回の会議で、おおむね承認を受けた案件に関する訂正事項
②前回の会議以降に実施した小委員会に関する報告事項
③会長等の権限によって既に決定された事項
④130 万円以上の委託契約

（２）　協議事項について

・協議事項は、下記に掲げる事項とする。

・協議事項は、会議で内容説明した後、委員の間で十分な検討・意見交換を行ったうえで、確認を求めるものとする。

・合意形成の図りやすい協議事項の場合は別として、さらに調査や議論を要する事項については継続協議とする。

・継続協議の場合においては、委員から追加資料等の要望があれば、次回の会議開催までに可能な限りにおいて事務局で作成し、全委員に送付する。

【協議事項】

①合併協定項目及び市町村建設計画に関する事項
②小委員会等で協議した事項のうち、会議で決定すべき事項
③規約等の定めにより、会議に諮ることとなっている事項
④その他、合併に関する重要事項

【協議事項の決定過程】

※「⇩」は、継続協議の場合

